

## 永年勤続者の昇給実施要綱

〔平成19年 6月 1日  
19川病総庶第321号〕

(趣旨)

- 1 この要綱は、川崎市表彰規程（昭和12年川崎市規則第11号）第1条第4号に該当する職員として表彰された者（以下「被表彰者」という。）に対する川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号。以下「規程」という。）第16条の規定（以下「昇給規定」という。）の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者の昇給)

- 2 被表彰者に対する昇給規定の適用については、4号給（川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）別表第1病院企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同規程第3条第5項に規定する管理者が定める職員にあっては、1号給）をその者が表彰を受けた日（以下「表彰日」という。）に昇給させるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、被表彰者が表彰日において次に掲げる者に該当する場合は、同項に定める号給数を表彰日の属する年度の翌年度の7月1日に昇給させるものとする。ただし、被表彰者が同日において再び次に掲げる者に該当する場合は、順次その翌年度に昇給を繰り延べるものとする。

- (1) 休職者（川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号。以下「分限条例」という。）第1条の2第1号の規定に該当して休職している職員、同条第2号の規定に該当して休職している職員のうち原因となる災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるもの及び公務、通勤又は派遣職員の派遣先の業務に起因する負傷又は疾病により休職している職員を除く。）

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(3) 自己啓発等休業者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。）

(4) 配偶者同行休業者（地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。）

4 第2項の規定にかかわらず、被表彰者が表彰日の属する年度の昇給において、規程第14条第1項第4号又は第5号に該当するものとされた職員（川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の運用について（平成20年3月28日19川病総庶第1188号。以下「運用」という。）第14条関係第1項又は第2項の規定により規程第14条第1項第4号又は第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱われた職員を除く。以下この項において同じ。）に該当する場合は、第2項に定める号給数を表彰日の属する年度の翌年度の7月1日に昇給させるものとする。ただし、被表彰者が同年度の昇給において再び規程第14条第1項第4号又は第5号に該当するものとされた職員に該当する場合は、順次その翌年度に昇給を繰り延べるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、被表彰者が表彰日前1年間（以下「証明期間」という。）において、次に掲げる者に該当する場合は、同項に定める号給数を表彰日の属する年度の翌年度の7月1日に昇給させるものとする。ただし、同日前1年間において再び次に掲げる者に該当する場合は、順次その翌年度に昇給を繰り延べるものとする。

(1) 運用第14条関係第3項各号に掲げる事由以外の事由で勤務しなかった日（1時間を単位とする病気休暇、介護休暇（平成28年12月31日以前のものに限る。）、組合休暇及び欠勤は、7時間45分をもって1日と

する。)を証明期間の日数から差し引いて得た日数が304日に満たない職員

(2) 懲戒処分を受けた職員

(3) 3日以上の日数について不参又は欠勤により勤務を欠いた職員(不参は1回につき1日として取り扱うものとし、1時間を単位とする欠勤は7時間45分をもって1日とする。)

6 前項ただし書きの規定により昇給を繰り延べる場合における同項の規定の適用については、同項第1号中「証明期間」とあるのは「昇給させようとする日前1年間」とする。

7 第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、被表彰者が表彰日において外国派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号)第2条第1項の規定により派遣されている職員をいう。)、公益的法人等派遣職員(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。))第2条第1項の規定により派遣されている職員をいう。)又は分限条例第1条の2第1号の規定に該当して休職している職員である場合の号給の調整については、別に定める。

8 この要綱は、被表彰者が、公益的法人等派遣条例第6条第1項の規定に基づき、当該表彰に係る昇給に準じた号給の調整が行われた者である場合は、適用しない。

(この要綱により難い場合の措置)

9 特別の事情によりこの要綱の規定によることができない場合又はこの要綱の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、病院事業管理者は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(永年勤続者の昇給期間の短縮措置等実施要綱の廃止)

2 永年勤続者の昇給期間の短縮措置等実施要綱(平成17年4月1日17川病総庶第237号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日 21川病総庶第394号)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日 28川病総庶第2249号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。